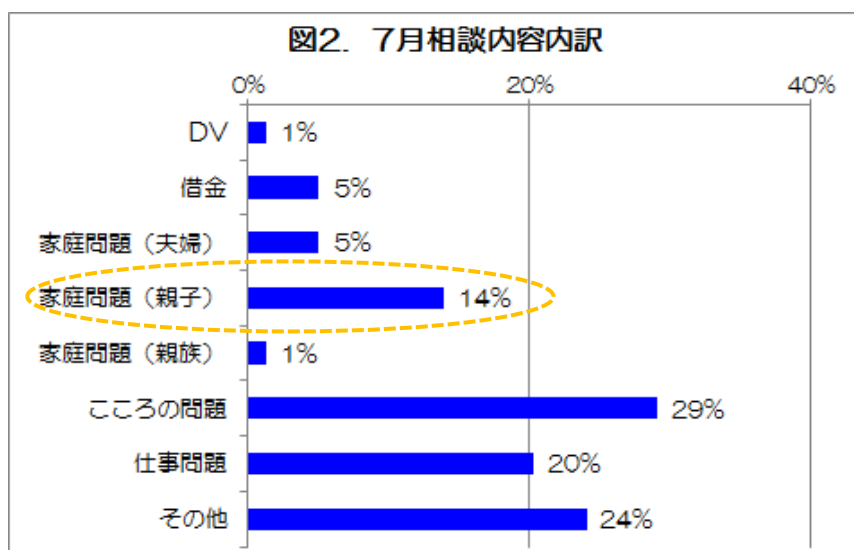


2016年7月相談レポート「貧困問題」と「児童虐待」について



相談者は女性とその親族一。数年前に夫が友人の連帯保証人になって負債を抱えて以来、日々の生活は困難を極めていました。生活費は足りず、消費者金融とヤミ金から借入をするまでになっていたといいます。相談者の女性も住み込みで知り合いの仕事を手伝うようになり、自宅には週に1度戻るだけでした。夫も他県へ出稼ぎに行っているため長期の不在。子どもは常に一人でアパートの部屋で過ごしていました。日常的に両親が不在の中、小学生の幼い子どもは自宅に常備されているカップめんやレトルト食品を食べて過ごしていたといいます。しかし、次第にそれだけでは空腹と寂しさを満たせなくなった子どもは、一人でスーパーに出かけては万引きし、補導されるという流れを繰り返すようになりました。そのうち子どもは学校を休むようになり、無断欠席と子どもの変化に違和感を感じた学校側が児童相談所に通報。児童相談所の職員が自宅を訪ねたところ、一人、荒れ果てた部屋の中で過ごしている子どもが発見されました。発見時、子どもは入浴もしばらくしていない様子で汚れた衣服を着て、やせ細っていたといいます。

後日、相談者の女性と夫には「育児放棄」の疑いがあるとして、子どもは両親から離れて児童養護施設で養育すべきという判断が下されたとのこと。

今回の相談は、子どもの親権が児童養護施設の施設長に移り、児童養護施設で養育されることを受け入れられない女性とその親族からの相談でした。既に行政が介入する深刻な育児放棄の実態が認められている以上、駆け込み寺で直接介入することは困難でした。相談者が自ら弁護士に依頼し、行政に掛け合ってもらおうよう相談するしかありません。しかし、それで子どもの親権が戻ってくる可能性は薄いでしょう。たとえ「貧困」であったとしても、一概に児童虐待や育児放棄に繋がるわけではありません。ただ、子どもを取り巻く貧困が、その後の人生に大きな影響を及ぼす問題として深刻化していること、身近な問題であることも、注視しなければならないでしょう。

～悩みごとや困りごとがありましたら公益社団法人日本駆け込み寺へ～

◆新宿歌舞伎町駆け込み寺:03-5291-5720 ◆仙台国分町駆け込み寺:022-395-7740